

[施策名⑱消防基準、建築基準等] (消防法)

官庁営繕部設備課

届出や検査の見直し

○施策の概要、進捗状況、継続性 (概要)

消防用設備等に係る届出等について、軽微な工事に該当するものにおいて、一定の条件の下、着工届、設置届を要しないことができることとなった。同時に、提出書類の簡素合理化が図られた。

(進捗状況)

消防用設備等に係る届出等に関する運用について（平成9年12月5日消防予第192号）以降の工事について実施している。

(継続性)

施行後、将来にわたり効果が継続する。

○施策の効果 (効果)

届出や検査の簡略化、迅速化、円滑化が図られ、工事の間接経費の縮減が見込まれる。

(縮減額)

消防用設備等に係る届出書類の作成および提出に相当する作業料を考慮し、工事費縮減額は1件あたり8,600円と推計される。

4. イメージ図

